

○山井委員 たった二十分ですが、精いっぱい質問させていただきたいと思います。

五年前私が厚生労働大臣政務官だった当時から検討を始めておりましたこの労働安全衛生法、いよいよ成立に近づいてきました。一步前進、本当に着実に労働者の労働安全が守られることになるような、一助となる改正であると思っております。

そんな中でありますけれども、この残業代ゼロ制度、成長戦略の目玉が今議論されております。ここにフリップもありますけれども、当たり前の話ですが、管理職の人は残業代はないわけですね、一般職員の方は残業代はある。それを、管理職でもないけれども残業代をゼロにするというのがこの考え方でありまして、これによって長時間労働あるいは賃金が下がるのではないかという非常に大きな不安が広がっております。

これについて、成長戦略の骨子では、まあ、一千万円以上だったらいいんじゃないのという議論になりつつあるんですが、きょうの質疑でこだわりたいのは、この一千万円以上というのは法律にも明記されません、一つの目安にすぎないわけで、一旦一千万円で導入してから後、下げるのは、国会審議も必要でなく、簡単なんです。ですから、私は、これをアリの一穴法案と呼んでいるわけです。

一度、一般社員であるにもかかわらず残業代を払わなくてよいという残業代ゼロ制度を導入したら、あとは年収要件さえ下げれば、これはもう大変な、ブラック企業のみならず、ブラック国家に日本の国は一步間違うようになってしまうと思えます。

それで、きょうの配付資料八ページ、今から七年前の一月十二日の新聞であります。七年前に安倍総理が一度ホワイトカラーエグゼンプションということで導入を試みられましたが、頓挫して、この後一月十六日に安倍総理は記者会見をして、国民の理解は得られないからということで断念をされました。それが、次の九ページの記事にあります、「残業代ゼロ 提出断念」。

しかし、七年前は、年収九百万円以上、そして、赤線を書いておりますけれども、日本経団連が求める年収四百万円以上より対象を絞り込んだということが当時から言われております。つまり、経団連は当時から、一千万円じゃなくて、四百万円以上で残業代ゼロを実施してほしいということを書いていたわけでありまして。

さらに、今回経団連の会長が発言をされておられます、少なくとも一〇%程度は導入されないと意味がないと。配付資料の五ページですね、「少なくとも全労働者の一〇%程度は適用を受けられるような制度にすべきだ」ということを発言されておられます。

そこで、担当の内閣官房の赤石次長にお伺いしたいんですが、一千万円という数字が出ておりますが、経団連が要望をしていたような年収四百万円以上というふうに年収要件が下げられる可能性は将来的にはございますか。

○赤石政府参考人 お答えします。

今回素案に盛り込まれました「少なくとも年収一千万円以上」ということにつきましては、総理からの指示なども踏まえ、閣僚間できちんと御調整していただいた結果というふうに理解してございまして、先日素案を産業競争力会議でお示ししたときには、榊原経団連会長もいらっしゃいましたが、これにつきまして全く異論を唱えるものではございませんでした。

したがって、産業競争力会議の民間議員の方々も含めまして、この一千万円という数字がどんどん下がって行って対象が拡大していくということが即座に起きるといようなことは全く想定していないものと理解しております。

○山井委員 今、赤石次長、即座には起こらないとおっしゃいましたね。

では、五年、十年後に下がることはないということですか、赤石次長。

○赤石政府参考人 将来のことにつきまして私が今断言する立場にはございませんが、少なくとも現段階におきましては、どんどん拡大するという考え方を持っている者は産業競争力会議には一人もいないというふうに申し上げておきます。

○山井委員 将来のことについては断言できませんということ、五年、十年後に年収四百万円になっている可能性は否定できないということよろしいですか。

○赤石政府参考人 繰り返して申し上げますが、将来のことにつきましては私が断言する立場にはございませんが、今の段階では、年収要件がどんどん下がるということは誰も想定していないというふうに理解しております。

○山井委員 これは、一般社員の残業代をゼロにするというのは、長時間労働、過労死、賃下げにもつながるかもしれないから、日本の労働者にとって死活問題なんです。今の段階ではじゃないんです。私たちは、法律をつくる以上は、五年、十年、二十年後、それが日本の労働者にとってどういう影響を及ぼしているのか、そのことをしっかり考えないと、先のことはわかりませんなんて、そんな無責任な話はないと思います。

それでは、田村大臣、同じ質問をさせていただきます。

経団連は四百万円以上ということをおっしゃって要望されておられました。四百万円以上というように一千万円から将来的に年収要件が下がる可能性はありますか、ありませんか。

○田村国務大臣 いろいろな御要望は、いろいろな方々がいろいろなところでされるんです。

ただ、安倍内閣において、少なくとも一千万以上という、そういう基準のもとでこれから議論をしていくわけでありまして、これは、労働者の代表また事業者の代表、有識者の方々が入っていただくそういう場でも御議論をいただくということでございます。

でありますから、四百万というのを今回我々は念頭に置いていないということでもあります。

○山井委員 質問にお答えください。

将来的に四百万円に下がる可能性はありますか、全くありませんか。

○田村国務大臣 世の中がそのときどうなっているかわかりませんよね。そういう働き方がいいというような環境になっているかもわかりません。

今、日本の国は、よく言われますが、職務型といいますかジョブ型ではありません、どちらかというメンバーシップ型で、いろいろな働き方をしております。こういう働き方の中において、今般我々が提案しているのは、高い職業能力という、言うなれば専門性というものに着目したものにおいて今回の提案をさせていただいているわけでありまして、いろいろな働き方をしておられる、何もかもやっておられる方々を念頭に置いているわけではございません。

そういうことを考えると、日本のこれからの働き方にもよりますし、国民的な合意というものもあると思います。もっと言うと、我々だって政権をずっと握っているかどうかわかりません。五年後、十年後、どうなっているかわからない。そういう中において言えることは、今、我々はそういうことは考えていないということでもあります。

○山井委員 だから、私は、無責任だと言うんです。今考えていなくても、この制度をつくったことによって将来的にどういうことが起こるか、そのリスクを考えないとだめなわけです。

今、田村大臣は重要なことをおっしゃいました。いろいろな世論やいろいろな状況が変わったりしたら、では、将来的に年収四百万円というものも対象になる可能性はゼロではないということですか。

○田村国務大臣 仮に、労働者の方々からそういう働き方がいいというようなお声が多く出て、労働組合もそれでいいんじゃないかというような御意見も出て、みんながそれでいいという話になれば、そういうこともあり得るでありましょう。

○山井委員 私は、そういう年収要件が下がっていくことに関しては非常に危惧を感じております。

それでは、そういう方針であるならば、私は、余り、一千万円、一千万円ということを政府は言うべきではないと思いますよ。誤解を招きます。将来的には年収要件は下がるかもしれませんが、四百万円になるかもしれませんということを正直に言うとおかないと、国民の理解は全然違いますよ。一千万円以上だけの話なのか、四百万円までいく可能性があるのかというのと全然違います。

それで、おとついで、私、安倍総理と論戦させていただきました。私、おやっと思ったのは、安倍総理はこう答弁されているんですね。今は一千万円です、でも、将来的には三要件で判断しますと。

この三要件、フリップを見てください。一番目、希望しない人には適用しない。三番目、働き方の選択によって賃金が減ることのないように適正な処遇を確保する。この二つは、ある意味で要件にならないんですね、事実上、こんなことは。ということは、残るは、具体的な要件というのは二番目です、職務の範囲が明確で高い職業能力を

持つ人材。これだけの要件だと、いかようにも広がるんじゃないですか、こんな曖昧な定義では。

赤石次長、職務の範囲が明確で高い職業能力を持つ人材、これは年収四百万円ぐらいでもおられるんじゃないですか、どう思われますか。

○赤石政府参考人 最初に、若干誤解がございますようなので訂正しておきますと、総理が、希望しない人には適用しない、それから職務の範囲が明確で高い職業能力を持つ人材に絞り込む、それから適正な処遇を確保する、この三つが相まって年収要件に反映されるものでして、必ずしも、二つ目の、職務の範囲が明確で高い職業能力を持つ人材だけが要件であるというふうには考えてございません。

その上で、二つ目の、職務の範囲が明確で高い職業能力を持つ人材ということに対象を絞り込むというときの一つのメルクマールとして、年収一千万程度という形のものが、大体、関係閣僚間で頭の中にあったもの、そういうふうに理解してございます。

○山井委員 でも、その答弁は矛盾していますよ。その一千万も自動的に変わっていくわけですよ。

それで、一つ事例をお話ししたいんですが、なぜこんなことを言うかということ、法律に額が明記されなかったら、簡単に額というのは下げられるんです。

先月、この国会で労働契約法を議論したときに、有期雇用、一千万円以上の人は五年を十年に延ばしてもいい。あのときも一千万円という額は法律に入っていませんでしたよね、覚えておられますように。

田村大臣、一千万円とおっしゃるんだったら、来年出てくる労働基準法改正、この残業代ゼロ法案に、一千万円なり具体的な額は入れるんですか。

○田村国務大臣 それも含めてこれから検討をするということでもあります。

先ほど、委員、高い職業能力を有する、そして職務の範囲が明確である、これだけしか生きていないじゃないかと言われましたが、その前の、本人がやはり納得しなきゃならぬわけでありまして、そのときの交渉力というものがあるそれだけの年収という意味で少なくとも一千万ということを挙げておるわけでありまして、本人が納得しないときには、これでは嫌ですよと言えるような、そんな高い能力を持って、またそれだけ稼げる方だということで、たしか総理もおっしゃっておられたというふうに思うんですが、そこだけ抜かれてお話しされるのはちょっとフェアじゃないというふうに思いますよ。

○山井委員 田村大臣、これから検討するということですが、私は、田村大臣の意思を聞いているんです。

こういう額、もし下げたくないと思ったら法律に入れておいた方が下げにくいです。でも、法律に入れなかったら、国会審議も経ずに、一年ぐらいで下げることができるわけです。

田村大臣は、法律に額は明記すべきだと考えているんですか、どちらですか。

○田村国務大臣 これから労働政策審議会でも御議論をいただく話でございます。予断を持って私が何かを申し上げるといふよりは、しっかりと労使入られたそのような場で御議論をいただいて一定の方向性を出していただくことが、私は本来あるべき姿だというふうに考えております。

○山井委員 こういう年収要件を将来自動的に下げさせるかどうかというのはこの根幹なんです。そういうことは、私は、大臣が自分の考え方をしっかり持たれるべきだと思いますし、今の方針を聞いて、これはもう年収要件は入らないな、どんどん下がっていくんだなというふうに感じました。

そこで、例えば、有料職業紹介の規制緩和、見てください。二〇〇二年には、年収千二百万円以上の経営管理者、科学技術者からの手数料徴収容認。規制緩和するけれども、年収千二百万円以上ですよ、ごく一部の限られた人だけですよといって導入したところが、何と、翌年の二〇〇三年には五百万円もこれは下げているわけです。法律に額が書いてないということになるんです。田村大臣、翌年に、施行は翌々年ですが、五百万円下げるといふのはやはりおかしくないですか。

今回も、来年労働基準法改正で、一年目は一千万円だった、でも、対象が少な過ぎる、いろいろなところから使い勝手が悪いと言われて、では翌年五百万に下げましょう、同じことが起こる可能性があるんですよ。

このときの経緯と、今回の残業代ゼロ法案で、翌年に五百万円、一千万から五百万円に下がらないという確約をしてもらえますか。

○田村国務大臣 この有料職業紹介業は、求職者から原則としてはお金を取ってはいけないわけですが、

そこは、例えば経営管理者でありますとか、それから科学技術者でありますとか、さらには熟練技能者、こういう方々に関しては、一千二百万円というものを、平成十四年に設定する中において、そういう方々であるならば十分に交渉力があるであろうということで、求職者からもお金を取っていいというふうにしたわけであります。

その後、二年後であります、言われるとおり、これが七百万まで下がった。一千二百万というのは当時の部長職の平均的な年収ということで設定されたようではありますが、その後、議論の中で、転職されて初めて部長になられた方々の平均的な年収は七百万であるということで、これを引き下げるということで、これは労働政策審議会で御議論をいただいて、建議の中においては、労働者側も反対をされずに御了承いただいたという形で建議をいただいたものでありますから、我々としてはそのような形にさせていただきました。

いずれにいたしましても、やはりこういう重大な話は、労働政策審議会も含めて御議論をいただく話ということが多いと思います。

ちなみに、今般の、少なくとも一千万以上というようなものが次の年に五百万円になることがあるかどうか。それは、私がいつまで大臣をやっているかわかりませんから、明確にないですとは言いきれないところもありますが、少なくとも私が大臣をやっておれば、次の年に五百万ということはさせないようにしてまいりたいと考えております。

○山井委員 いや、この答弁はびっくりしました。

ということは、田村大臣が大臣じゃなかったら、一千万で導入したのが翌年に五百万に下がることは否定されませんでしたね。いや、これはもう根本的な話じゃないですか。そんな無責任な考え方なんですか。いや、これは恐ろしいですね。

ということは、これから……（発言する者あり）いやいや、もう私びっくりして言葉ありませんけれども、赤石次長、本当にこれは、もう質問時間がなくなりましたので結構ですけれども、大臣なりこの厚労委員会のメンバーの責任というのは何かというと、法律で一番怖いのは、そんなはずじゃなかったというのが一番怖いんです。私、十五年間この厚労委員会をやっていますけれども、一番ショックを受けたのは労働者派遣法。最初は、多様な働き方で、派遣がいいという人もいるから、その人だけが派遣になったらいいじゃないのといって始めたものが、どんどん規制緩和されて、今では四割の人が不本意派遣になっちゃっているんですね。

きょうのこの話を聞いてびっくりしましたが、一千万円ということで導入しても、それは最初、導入のときが一千万円にすぎないのであって、あとは、翌年から、五百万円に下がるのか幾らに下がるのかわからない。そんな改正は絶対に成長戦略の目玉として認めることはいかないということを書いて、私の質問を終わります。

ありがとうございました。